

佐賀県規則第37号

佐賀県立佐賀城本丸歴史館処務規則の一部を改正する規則

佐賀県立佐賀城本丸歴史館処務規則（平成24年佐賀県規則第49号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>（専決事項）</p> <p>第8条 常勤館長等は、次に掲げる事項について専決処理することができる。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p><u>(6)～(8) 略</u></p> <p>（施設使用料等の減免）</p> <p>第11条 条例第9条第2項各号のいずれかに該当する場合の施設使用料及び附属設備使用料（以下「施設使用料等」という。）は、同項第1号に該当する場合は当該施設使用料等の100分の50に相当する額とし、同項第2号に該当する場合は当該施設使用料等の全額を免除し、同項第3号に該当する場合は当該施設使用料等の100分の30に相当する額とする。</p> <p>2 略</p>	<p>（専決事項）</p> <p>第8条 常勤館長等は、次に掲げる事項について専決処理することができる。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p><u>(6) 会計年度任用職員の給料月額及び報酬額を決定すること。</u></p> <p><u>(7)～(9) 略</u></p> <p>（施設使用料等の減免）</p> <p>第11条 条例第9条第2項各号のいずれかに該当する場合の施設使用料及び附属設備使用料（以下「施設使用料等」という。）は、同項第1号に該当する場合は当該施設使用料等の100分の50に相当する額とし、同項第2号に該当する場合は当該施設使用料等の全額を免除し、同項第3号に該当する場合は当該施設使用料等の100分の30に相当する額とする。</p> <p>2 略</p>

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第11条の改正規定は、公布の日から施行する。